

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東海村は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東海村長

公表日

令和4年2月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、要介護及び要支援認定者並びに介護予防・日常生活支援総合事業対象者のサービス利用に伴う給付を行うとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため、被保険者から保険料を徴収する。また、被保険者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行う。</p> <p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る届出の受理、届出に係る事実審査又は届出に対する応答 ②被保険者証又は認定証等の交付・再交付・返還受理 ③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給 ④要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査 ⑤要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査 ⑥介護予防・日常生活支援総合事業認定及び更新認定の申請の受理、申請に係る審査 ⑦介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査 ⑧居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査 ⑨保険料滞納者に係る支払方法の変更 ⑩保険給付の支払の一時差止め ⑪保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例 ⑫保険料の賦課・徴収 ⑬特別徴収対象者の管理</p>
③システムの名称	介護保険事務処理システム、年金集約システム、宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険被保険者ファイル、介護保険受給者ファイル、年金特徴情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番68、平成26年内閣府・総務省令第5号 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号、別表第二項番93、94 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第46条、第47条</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号、別表第二項番1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、97、108、119 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第44条の2、第47条、第49条、第55条、第59条の3(別表第二項番30、95に係る主務省令は未公布)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部高齢福祉課
②所属長の役職名	福祉部高齢福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東海村福祉部高齢福祉課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	②事務の概要	介護保険法に基づき、要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため、被保険者から保険料を徴収する。また、被保険者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行う。 介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者に係る届出の受理、届出に係る事実審査又は届出に対する応答 ②被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 ③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給 ④要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査 ⑤要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査 ⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査 ⑦居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査 ⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更 ⑨保険給付の支払の一時差止め ⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例 ⑪保険料の賦課、徴収	介護保険法に基づき、要介護及び要支援認定者並びに介護予防・日常生活支援総合事業対象者のサービス利用に伴う給付を行うとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため、被保険者から保険料を徴収する。また、被保険者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行う。 介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者に係る届出の受理、届出に係る事実審査又は届出に対する応答 ②被保険者証又は認定証等の交付・再交付・返還受理 ③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給 ④要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査 ⑤要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査 ⑥介護予防・日常生活支援総合事業認定及び更新認定の申請の受理、申請に係る審査 ⑦介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査 ⑧居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査 ⑨保険料滞納者に係る支払方法の変更 ⑩保険給付の支払の一時差止め ⑪保険料を徴収する権利が消滅した場合の保	事後	
平成29年4月1日	②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番93、94 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第46条、第47条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56-2、58、61、62、80、87、90、94、95、117 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条(別表第二項番30、33、39、58、90、95、117に係る主務省令は未公布)	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番93、94 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第46条、第47条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56-2、58、61、62、80、87、90、94、95、117 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条(別表第二項番30、90、95、117に係る主務省令は未公布)	事後	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年7月12日	②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番93、94 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第46条、第47条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56-2、58、61、62、80、87、90、94、95、117 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条(別表第二項番30、90、95、117に係る主務省令は未公布)	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番93、94 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第46条、第47条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、56-2、58、61、62、80、87、90、94、95、97、108、117 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条(別表第二項番30、90、95、117に係る主務省令は未公布)	事後	
平成30年4月1日	②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番93、94 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第46条、第47条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、56-2、58、61、62、80、87、90、94、95、97、108、119 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第49条、第55条、第59条の3(別表第二項番30、90、95に係る主務省令は未公布)	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番93、94 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第46条、第47条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、56-2、58、61、62、80、87、90、94、95、97、108、119 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第49条、第55条、第59条の3(別表第二項番30、90、95に係る主務省令は未公布)	事後	
平成30年4月1日	①部署	福祉部介護福祉課	福祉部高齢福祉課	事後	
平成30年4月1日	②所属長の役職名	福祉部介護福祉課長 丸山 由美子	福祉部高齢福祉課長	事後	
平成30年4月1日	請求先	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成30年4月1日	連絡先	東海村福祉部介護福祉課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村福祉部高齢福祉課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策		様式変更に伴い新規作成	事後	
令和2年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和4年2月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番93, 94 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第46条, 第47条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56-2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 119 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第10条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第31条の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第44条, 第47条, 第49条, 第55条, 第59条の3(別表第二項番30, 90, 95に係る主務省令は未公布)	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号, 別表第二項番93, 94 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第46条, 第47条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号, 別表第二項番1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 119 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第10条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第31条の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第44条, 第44条の2, 第47条, 第49条, 第55条, 第59条の3(別表第二項番30, 95に係る主務省令は未公布)	事後	
令和4年2月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年2月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	